

若者定住住宅の募集要項

(随時・若者定住住宅・世帯向け) 2024年12月17日

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
来原若者定住住宅 1号棟	高宮町原田 3432番地2	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。(駐車場は1台分のスペースがあります。)

入居資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 申込者の年齢が概ね40歳までの者で、同居の親族に義務教育終了までの子どもがあるもの。
- (2) 住民基本台帳をこの住宅の場所に移すことを確約できる者。
- (3) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 地方税等を滞納していないこと。

貸付期間

最低年齢の子どもが満18歳となった後、最初に到来する3月31日まで。

募集期間

随時募集(申し込み順に資格審査を行います。)

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分(75,000円)

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

- 入居申込書を安芸高田市に提出します。
【入居申込書の添付書類】
 - 入居予定者の住民票の写し
 - 入居予定者の最新の所得証明書(源泉徴収票、確定申告書の写しでもよい。)
 - 入居予定者の健康保険証の写し
- 資格審査を行います。(2週間程度の時間を要します。)
- 安芸高田市から入居予定者に入居決定通知書を送付します。
- やむを得ない事情の場合を除き、決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

- ⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。
- ⑥ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。【入居前立会】
- ⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。
- ⑧ 安芸高田市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から 20 日以内に入居を完了する必要があります。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206

若者定住住宅の募集要項

(随時・若者定住住宅・世帯向け) 2024年12月17日

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
来原若者定住住宅 1号棟	高宮町原田 3432番地2	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。(駐車場は1台分のスペースがあります。)

入居資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 申込者の年齢が概ね40歳までの者で、同居の親族に義務教育終了までの子どもがあるもの。
- (2) 住民基本台帳をこの住宅の場所に移すことを確約できる者。
- (3) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 地方税等を滞納していないこと。

貸付期間

最低年齢の子どもが満18歳となった後、最初に到来する3月31日まで。

募集期間

随時募集(申し込み順に資格審査を行います。)

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分(75,000円)

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

- 入居申込書を安芸高田市に提出します。
【入居申込書の添付書類】
 - 入居予定者の住民票の写し
 - 入居予定者の最新の所得証明書(源泉徴収票、確定申告書の写しでもよい。)
 - 入居予定者の健康保険証の写し
- 資格審査を行います。(2週間程度の時間を要します。)
- 安芸高田市から入居予定者に入居決定通知書を送付します。
- やむを得ない事情の場合を除き、決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

- ⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。
- ⑥ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。【入居前立会】
- ⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。
- ⑧ 安芸高田市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から 20 日以内に入居を完了する必要があります。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206

若者定住住宅の募集要項

(随時・若者定住住宅・世帯向け) 2024年12月17日

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
来原若者定住住宅 1号棟	高宮町原田 3432番地2	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。(駐車場は1台分のスペースがあります。)

入居資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 申込者の年齢が概ね40歳までの者で、同居の親族に義務教育終了までの子どもがあるもの。
- (2) 住民基本台帳をこの住宅の場所に移すことを確約できる者。
- (3) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 地方税等を滞納していないこと。

貸付期間

最低年齢の子どもが満18歳となった後、最初に到来する3月31日まで。

募集期間

随時募集(申し込み順に資格審査を行います。)

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分(75,000円)

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

- 入居申込書を安芸高田市に提出します。
【入居申込書の添付書類】
 - 入居予定者の住民票の写し
 - 入居予定者の最新の所得証明書(源泉徴収票、確定申告書の写しでもよい。)
 - 入居予定者の健康保険証の写し
- 資格審査を行います。(2週間程度の時間を要します。)
- 安芸高田市から入居予定者に入居決定通知書を送付します。
- やむを得ない事情の場合を除き、決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

- ⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。
- ⑥ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。【入居前立会】
- ⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。
- ⑧ 安芸高田市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から 20 日以内に入居を完了する必要があります。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206

若者定住住宅の募集要項

(随時・若者定住住宅・世帯向け) 2024年12月17日

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
来原若者定住住宅 1号棟	高宮町原田 3432番地2	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。(駐車場は1台分のスペースがあります。)

入居資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 申込者の年齢が概ね40歳までの者で、同居の親族に義務教育終了までの子どもがあるもの。
- (2) 住民基本台帳をこの住宅の場所に移すことを確約できる者。
- (3) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 地方税等を滞納していないこと。

貸付期間

最低年齢の子どもが満18歳となった後、最初に到来する3月31日まで。

募集期間

随時募集(申し込み順に資格審査を行います。)

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分(75,000円)

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

- 入居申込書を安芸高田市に提出します。
【入居申込書の添付書類】
 - 入居予定者の住民票の写し
 - 入居予定者の最新の所得証明書(源泉徴収票、確定申告書の写しでもよい。)
 - 入居予定者の健康保険証の写し
- 資格審査を行います。(2週間程度の時間を要します。)
- 安芸高田市から入居予定者に入居決定通知書を送付します。
- やむを得ない事情の場合を除き、決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

- ⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。
- ⑥ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。【入居前立会】
- ⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。
- ⑧ 安芸高田市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から 20 日以内に入居を完了する必要があります。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206

若者定住住宅の募集要項

(随時・若者定住住宅・世帯向け) 2024年12月17日

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
来原若者定住住宅 1号棟	高宮町原田 3432番地2	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。(駐車場は1台分のスペースがあります。)

入居資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 申込者の年齢が概ね40歳までの者で、同居の親族に義務教育終了までの子どもがあるもの。
- (2) 住民基本台帳をこの住宅の場所に移すことを確約できる者。
- (3) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 地方税等を滞納していないこと。

貸付期間

最低年齢の子どもが満18歳となった後、最初に到来する3月31日まで。

募集期間

随時募集(申し込み順に資格審査を行います。)

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分(75,000円)

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

- 入居申込書を安芸高田市に提出します。
【入居申込書の添付書類】
 - 入居予定者の住民票の写し
 - 入居予定者の最新の所得証明書(源泉徴収票、確定申告書の写しでもよい。)
 - 入居予定者の健康保険証の写し
- 資格審査を行います。(2週間程度の時間を要します。)
- 安芸高田市から入居予定者に入居決定通知書を送付します。
- やむを得ない事情の場合を除き、決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

- ⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。
- ⑥ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。【入居前立会】
- ⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。
- ⑧ 安芸高田市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から 20 日以内に入居を完了する必要があります。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206